一般社団法人日本乳幼児精神保健学会 運営細則

（目的）

第1条　この細則は、一般社団法人日本乳幼児精神保健学会（以下、「本法人」という）本法人の運営に必要な次の事項を定める。

（会費）

第2条　本法人の個人会員の会費は応能負担とする。

（1）　年収 300 万円未満　5,000 円。

（2）　年収 300 万～800 万未満　8,000 円。

（3）　800 万円以上　10,000 円。

（4）　新規入会金　1,000 円。

2．団体会員の会費は、20,000 円とする。新規入会金は 10,000 円とする。

3．学生会員の会費は、2,000 円とする。

4．賛助会員の会費は、一口 40,000 円とする。

5．本法人の名誉会員の会費は、免除とする。

第3条　個人会員、団体会員、学生会員および賛助会員は会費をその年度の9月末日までに納入しなければならない、ただし、入会の場合はこの限りではない。

2．　新たに入会する者は、理事会承認後すみやかに当該年度分の会費を納入しなければならない。

（資格喪失）

第4条　会員は会費を 2 年度分納付しなかったとき、この年度末をもって資格を喪失する。

（再入会）

第5条　会費を 2 年度分納付せずに会員の資格を喪失した個人会員、団体会員および学生会員の再入会にあたっては、再入会時に会費未納分を納めなければならない。

（委員会及び事務局長の設置）

第6条　本法人に次の委員会及び事務局長を置き、各委員会、事務局長は理事会で選出された委員をもって組織する。 また支部を設置することができる

(1) 運営委員会（財務、企画政策、教育・研修、広報）

(2) 調査研究学術委員会

(3) 被災地支援員会

(4) 国際委員会

(5) 倫理委員会

(6) ホームページ運営委員会

(7) 選挙管理委員会

2．前項に規定する委員会のほか、理事会が必要と認めたときは、時限的な委員会を置くことができる。

3．第 1 項に規定する委員会の委員長、事務局長は、理事の中から選出し、理事長が指名する。

4．第 1 項に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（支部の設置）

第7条　（支部の設置要綱）

2.　支部の組織体制、支部の活動、会計

（細則の改正）

第8条　　本細則の改正は、理事会の決議により行う。

2.　前項の規定にかかわらず、本細則第 2 条の改正は社員総会の議決により行う

2022年6月18日

改正　2024年6月30日